

協議第 3 2 号

保育事業（協定項目 2 2 - 9 ）について

保育事業について、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会  
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22 - 9 保育事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>保育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 放課後児童対策事業については、合併後に再編する。</li> <li>2. 一時保育事業については、合併時に再編する。</li> <li>3. 保育料・保育料減免については、合併後に再編する。</li> <li>4. 公立保育所管理運営事業については、現行どおり存続する。</li> <li>5. 保育所給食については、合併後に再編する。</li> <li>6. 保育所通園バス利用補助金については、現行どおり存続する。</li> <li>7. 保育所遠距離通園補助金については、合併時に再編する。</li> </ol>				
項目	現 況			調整内容	
	東 村	吾 妻 町			
1. 放課後児童対策事業	<p>対象者は、幼稚園登園前、及び降園後の幼児並びに小学校低学年の児童。</p> <p>保育時間は、おおむね8時から18時までの月曜から土曜日まで。日曜日、祝祭日、年末年始は休み。</p> <p>幼稚園児（給食込）12,000円（月額） 小学生（給食込）6,000円（月額）</p> <p>あづま保育園で実施。</p>	該当なし		<p>【調整の区分】 合併後に再編</p> <p>【具体的な調整方針案】 通常保育業務に支障をきたさない範囲内で学童保育を実施していく。</p> <p>合併後、新町において速やかに策定することで調整。保育所以外での実施は民間委託が好ましい。</p> <p>【調整方針の理由】 新町の学童保育実施事業として策定する必要あり。</p>	
2. 一時保育事業	<p>あづま保育園で実施。保護者の傷病、家族の看護、災害、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス。</p> <p>一時保育を行う日は保育所の開所日とし、保育時間は保育園の開所時間とする。</p>	該当なし		<p>【調整の区分】 合併時に再編</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併後もあづま保育園で引き続き実施していく。ただし、通常保育優先。</p>	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
	<p>[費用]            3歳未満児500円(1時間) 最高1,500円            3歳以上児200円(1時間) 最高1,000円            時間が最高金額に満たない時間で利用した場合は給食200円、おやつ代50円。</p>		<p>吾妻町の保育所でも実施できるか検討していく。</p>
3. 保育料・保育料減免	<p>村が定める保育料基準額表により保育料を徴収。階層区分 1～7までの7階層            表の年齢区分は、3歳未満児と以上児の区分となっているが、年途中の入所は入所月の初日時点での年齢をもって保育料の徴収をする。            [納付方法]            原則、口座振替による引き落とし口座不能の場合は、納付書を作成。            [減免]            ・国が定める保育所徴収金基準額表における備考1～4と同様の取り扱いを適用している。            ・その他、村長が認めたものに対して全額または、一定割合を減免する。</p>	<p>町が定める保育料基準額表により保育料を徴収。階層区分 1～7までの7階層            [納付方法]            原則、口座振替による引き落とし口座不能の場合は、納付書を作成。            [減免]            ・国が定める保育所徴収金基準額表における備考4を適用している。            ・その他、町長が認めたものに対しては2割以上の減免あり。</p>	<p>【調整の区分】            合併後に再編            【具体的な調整方針案】            保育料 国基準の概ね6割をめどに検討。途中入所は、入所月の初日の年齢で保育料算定。            階層区分 国基準(7区分)を適用する。            納付方法 口座振替            減免基準 国基準の備考4(2子以上)を適用。            合併後、最初の年度当初から適用する。            【調整方針の理由】            住民税の確定月に保育料を決定する。</p>
4. 公立保育所管理運営事業	<p>公立1園で0歳児からの児童を受け入れ            ・あづま保育園</p>	<p>公立3園のうち、原町保育所のみ0歳児から、他の2園は1歳児からの受け入れ            ・原町保育所            ・岩島保育所            ・大戸保育所</p>	<p>【調整の区分】            存続            【調整方針案】            運営については現行のまま存続            【調整方針の理由】            保育時間等は異なるが、地域性や今までの経緯等があり、すぐに統一することは必要ないと考える。</p>

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
5 . 保育所給食	<p>献立作成は保育所で作成、保育所で調理。完全給食を実施している。</p> <p>[負担割合] 全額村で負担</p>	<p>献立作成は調理師が作成し、保育所で調理。基本的には3園同じ献立で、3歳未満児は完全給食。3歳以上児はご飯のみ持参。3歳未満児は午前、午後のおやつあり。3歳以上児は午後のおやつのみ。</p> <p>[負担割合] 保育料のみで給食代負担なし</p>	<p>【調整の区分】 合併後に再編</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併後施設等の改善状況を検討しながら3歳以上も完全給食を目指す。</p> <p>【調整方針の理由】 施設によって給食の形態が違っていても仕方ないとする。</p>
6 . 保育所通園バス利用補助金	<p>該当なし</p>	<p>原町保育所利用者でバス利用児に対して補助金を交付。 太田地区から通所する3歳以上児が対象で、バス定期代全額補助。3ヶ月ごとに支給。</p>	<p>【調整の区分】 存続</p> <p>【具体的な調整方針案】 現在実施地区(吾妻町太田地区から原町保育所通所)に限り、現行制度を存続する。</p> <p>【調整方針の理由】 原町保育所建設時の経緯により、現在実施地区に限り現行どおり引き継ぐ。</p>
7 . 保育所遠距離通園補助金	<p>該当なし</p>	<p>遠距離通所児の通所費について、その一部を補助することにより保護者の負担を軽減。 通所距離が片道4kmを越える部分の交通費で、1kmにつき月額580円を補助する(世帯単位)。半期ごとに支給。</p>	<p>【調整の区分】 合併時に再編する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 合併時に当該補助金を再編する。</p>

## 〔保育料〕

項 目	現 況			調整内容
	東 村 (円)	吾 妻 町 (円)	国基準 (円)	
<b>3歳未満児の場合</b>				
生活保護法による被保護世帯	月額 0	月額 0	月額 0	
住民税非課税世帯	月額 5,000	月額 5,000	月額 9,000	
住民税課税世帯	月額 12,000	月額 11,000	月額 19,500	
所得税額 64千円未満	月額 17,000	月額 17,000	月額 30,000	
〃 64千円以上160千円以上	月額 27,000	月額 25,000	月額 44,500	
〃 160千円以上408千円以上	月額 40,000	月額 35,000	月額 61,000	
〃 408千円以上	月額 50,000	月額 43,000	月額 80,000	
<b>3歳以上時の場合</b>				
生活保護法による被保護世帯	月額 0	月額 0	月額 0	
住民税非課税世帯	月額 4,000	月額 4,200	月額 6,000	
住民税課税世帯	月額 10,000	月額 11,500	月額 16,500	
所得税額 64千円未満	月額 15,000	月額 18,900	月額 27,000	
〃 64千円以上160千円以上	月額 25,000	月額 22,900	月額 41,500	
〃 160千円以上408千円以上	月額 30,000	月額 26,900	月額 58,000	
〃 408千円以上	月額 35,000	月額 30,800	月額 77,000	